

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合には、裏面に記載の保護預り口座管理料を頂戴いたします。
- 外国証券（円建て債を除きます）をお預かりする場合には、裏面に記載の外国証券取引口座管理料を頂戴いたします。
- 上記のほか、株券、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ預け替えする場合は別添「売買委託手数料表」に記載の株券等の預け替え手数料を頂戴いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、優先出資証券、外国証券（円建て債を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。また、株券、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ預け替える場合は預け替え手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券総合取引約款の変更に同意されない場合